

<<協会規定の改定について>>

平成 30 年度第 4 回理事会で、以下の協会規定の改定が承認されました。主な改定点について下記にお知らせいたします。

1. 協会規定「3-4 個人会員に関する覚書」および「4-6 特別顧問、名誉個人会員および会友に関する内規」の一部改定

個人会員において実費の精算方式を2019年4月1日より実施するため、一部改定した。

改訂後

■協会規程「3-4 個人会員に関する覚書」

(会費、謝礼、旅費その他)

(3)技術情報交流懇話会に出席した場合は、**交通費**のみを支払う。なお、参加費は本部から支払う。

■協会規程「4-6 特別顧問、名誉個人会員および会友に関する内規」

5. 行事その他

(6) 名誉個人会員および会友が、特例として引続き委員もしくは分科会の幹事を継続し、該当委員会および分科会に参加した場合、「国内出張旅費規程(2)」により旅費を支払うことができる。地域内の技術情報交流懇話会に限り「国内出張旅費規程(2)」により**交通費のみ**支払うことができる。なお、参加費は本部から支払う。

2. 協会規定「5-2 委員会規約」および「6-3 分科会運営に関する覚書」の一部改定

委員長などで余人をもって替えがたい人材の任期の柔軟化に対応するため、一部改定した。

改訂後

■「5-2 委員会規約」

(期間および任期)

4-2. 委員長の任期は2年とし、4期8年を最長とする。

特別な事情があり延長する場合は、会長に申請し、会長が決定して理事会に報告する。ただし、任期は2年とし、原則として再任できない。

■「6-3 分科会運営に関する覚書」

2. 代表幹事の選任について

2) 代表幹事の年齢は65才を超えないこと。任期は2年とし、4期8年を最長とする。

特別な事情があり延長する場合は、会長に申請し、会長が決定して理事会に報告する。ただし、任期は2年とし、原則として再任できない。

3. 協会規定「8-1 粉体工業技術センター規約」の一部改定

「5-2 委員会規約」、「6-3 分科会運営に関する覚書」と同様に、任期について改定した。また、従来、顧問、オブザーバーという呼称を用いていたが、委員会、分科会と同様、アドバイザーという呼称に統一した。

改訂後

■「8-1 粉体工業技術センター規約」

(組織)

2-3. 各部門は、マネジャー、副マネジャー(若干名)、および委員をもって構成する。

マネジャー、副マネジャーは、センター長が会長に申請し、会長が決定して理事会に報告する。委員はマネジャーが専務理事にはかかって本会会員および事務局職員の中から委嘱する。新任のマネジャーは、必要によりマネジャー経験者をアドバイザーとすることができる。アドバイザーは、新任のマネジャーが会長に申請し、会長が決定して理事会に報告する。ただし、任期は2年とし、原則として再任できない。アドバイザーの旅費については、4-3項を適用する。なお、副マネジャーについては、事務局職員の中から委嘱することもできる。

2-5. マネジャーの任期は2年とし、4期8年を最長とする。

特別な事情があり延長する場合は、会長に申請し、会長が決定して理事会に報告する。ただし、任期は2年とし、原則として再任できない。

4. 協会規定「12-1 就業規則」、「13-8 退職金および慰労金規程」、「13-9 役員報酬規程」の一部改定

改訂後

■ 「12-1 就業規則」

従業員の定義を①正規職員、②幹部職員、③嘱託、④非常勤職員、⑤臨時職員に区分し明確にした。また、慰労金に関する条文が新たに設けられた。

■ 「13-8 退職金および慰労金規程」

退職金および慰労金の対象者を明確にした。退職金計算における勤続年数に応じる支給率を最大21年から最大38年まで延長した。なお、慰労金の支払いは、身分に応じて固定額とした。また、会長の慰労金の支払いは、新たに第8条に定めた。

■ 「13-9 役員報酬規程」

慰労金に関して第5条で明確にした。

以上